

時事新報廣告料改正

**時事新報廣告料改正**  
時事新報は紙面を改良し面目を一新して以來該刊の紙  
數大に増加したれば廣告の効能も亦前日の比に非ず依  
て十一月一日より左表の如く廣告料  
**改正**し同日以後御申込の廣告は此改正直段に  
依て其料金を可申受候此段廣告致候也

改正し同日以後御申込の廣告は此改正直段に依て其料金を可申受候此段廣告致候也

五號活字廿四字體  
二回以下 三回以上

元  
語

して之が爲めに日本人の技術と磨き熟練を得、又各種の工場の整備を助くるの利益は幾々可きに非ざれば目下の小艇は敢て顧みるに足らず或は無經驗の事業、大に着手するは危険なる可しどの掛念もあらんには外國の會社と特約し幾年間の保護と保證をして彼をして自から着手せしむるも可なり歐洲などには珍らしからぬ例にして其約束の條件次第にては必ず喜んで應ずるが如ならん兎に角に造船用の鋼材の如きは是非とも自國にて製出するの懸念なかる可らず次に兵器の開発は軍國の最も必要を感じる所にして原料の如き悉く之を内國に儲むるは勿論、その製造も亦内國人の手を以てするの運びに至らしめざる可らざるは云ふまでもなく現今兵器、火薬の製法は日に月に進歩して止まる所を知らず且つその法は各國共に秘密にして秘密の中に亘るを得ざれども獨立の爲めに其製出は是非とも必要にして益々以て製鋼所成立の急なるを見る可きなり尙ほながら非ず兵器に要する良好の鋼鐵は未だ國內にて製するに進歩れ能くの有様なれば其研究工風は瞬時も怠る可きに非ず兵器に要する良好の鋼鐵は未だ國內にて製するを得ざれども獨立の爲めに其製出は是非とも必要にして益々以て製鋼所成立の急なるを見る可きなり尙ほ我が故に戰闘に際しては良質の無煙炭を用ふる能はざり我國の如き炭坑に乏しからずして其產出額も少なからざれども實際戰闘用に供す可き良質のものは甚だ稀れにして此一點は當局者の苦心する所なりと云ふ聞く所に據れば外國にても容易に良質の石炭を得る能はざり我國に於けるは人間の食物と同様にして之を缺くときはす歩も運動を得べからず即ち各國の海軍にて燃料問題の研究に汲々なる所以にして品質の良否を撰む可きは申す迄もなく炭烟の有無は軍機上に非常の關係あるが故に戰闘に際しては良質の無煙炭を用ふる能はざり我國の如き炭坑に乏しからずして其產出額も少なからざれども實際戰闘用に供す可き良質のものは甚だ稀たる中にも佛國の海軍の如きは凡そ三十年前より煉炭を用ふるの途を開き今日に於ては英のガードツッフ及びユーロカッセル炭にも劣らざる性質のものを製出する程のものに非ずと云ふ又近來外國にては艦船の燃料に石腦油の殘渣を利用するものあるは我輩の耳にする所なり要するは然料を外國に仰ぐは人民の食料を他に耗むるに等しく經濟上の不利のみならず一旦有事の場合を想像するときは實に窮屈ならざる次第なれば此一事は大に注意して工風を忠る可らざるものなり

東京

勅令第六十七號

第一條 罷守ニ宣與スヘキ品目左ノ如シ  
二之版 一編 一甲種外賣兩稅付 一乙種外賣(貢稅)  
但總力ノ狀況ニ依テ總賣セウルコトヲ得  
一編 一〇編 一品稅 一短稅 一下標白 一平標白 一標白 一標  
附書下

第二條 罷守ニ宣與スヘキ品目左ノ如シ  
一刀 一帶稅 一刀帶 一編單 一外裁滿單 一平標 一標白 一呼  
子官 一提燈

第三條 治財品ハ現品ヲ以テ給く其ノ保存期限ハ左ノ通り之ヲ定ム但止  
ミヲ得サル事情アルトキハ主計大臣ノ認可ヲ經テ本條ノ保存期限ヲ變  
更スルコトヲ得  
一各版ニ一年 一編 二編ニ一年 一甲種外賣兩稅付 一乙種 一乙  
種外賣 一編(貢稅)二年 一標 一萬一年 一日歷 一萬一年 一長標 一組  
一年 一標 一組 一年 一下標 一箇四箇月 一平標 一箇四箇月 一紙  
下一組 一箇月 一標 一箇六箇月

第四條 下標子官 以下ニ限リ代料度ト爲スコトヲ得  
貢稅及鹽稅ハ同時ニ二組ヲ給與スルを妨ナシ

第五條 貨稅 休稅 鹽稅等タハ死亡等ノ者アルトキハ其ノ貨稅官印ハ邊ニ  
之ヲ還却セシムヘシ總賣兩稅内ニ在ル給與品亦同シ  
第六條 貨稅品ハ其ノ保存期限内ノ給與品ヲ被毀、消費塔クハ設失タル  
者アルトキハ軍務上此ヘフ得サル事情アルトキハ其ノ貨稅官印ハ邊ニ  
給與又ハ分與シ所據ノ課成供應等ニ出アタルモノナルトキハ其ノ代料  
ヲ徵收シテ代站ヲ給與又ハ貸與スヘシ

第七條 賦稅品及貨稅品ノ修補ハ總テ自算トス

附則

第八條 本令ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

○省  
卷

十七日 脊軍大臣 子爵高橋節之助  
改正ス

勅令第三百六十八號  
明治二十九年十一月五日  
内務大臣 伯爵岸山景國  
總裁服制三十二年改正ス  
本令ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス但シ本令施行ノ際既ニ給與シ  
ル現品ハ其ノ保有期間中之フ使用セシムコトヲ得(服制開列は廢す)  
朕陸軍會葬式及喪儀式中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ  
布セシム

○省  
省介第二十二號

十七日 脊軍大臣 子爵高橋節之助  
改正ス  
陸軍長ノ達觀ニハ儀仗兵ハ軍旗ヲ樹フ但シ  
ムチ儀仗兵ト爲ストキハ此ノ限りニアラス

歐米各國へ派遣中臨時  
左ノ縣下巡査フ會ス  
佐賀 駆田 太八  
富士乘組被仰付(以上  
東京船舶司役所在勤務  
瀬中縣林立支交在任  
施設部林務勤務ヲ命  
同(以上十月十六日) 同  
調用有之否掲へ出張ニ  
調用有之否掲へ出張ニ  
隨時「ペスト」豫防委員  
同  
同(以上十一月五日)  
臺灣撫督府華語傳習所  
臨時「ペスト」豫防委員  
總務部文書課勤務ヲ命  
臨時「ペスト」豫防委員  
郵政部郵便課勤務ヲ命  
本日鎮遠天覽  
が尙ほ其詳細  
別紙圖を略す  
當日湘内艦船は別紙  
は鐵守府司令長官之  
須賀軍港所在内外關稅  
共に清潔をなすべく  
午前十時四十五分續續